契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工　　事　　名	塩屋町地区他雨水幹線改修工事

契約変更後の工事概要

・管路施設修繕　　1式
・仮　設　工　　1式

工期延長後の工期

・(当初) 契約年月日　　令和4年3月24日

・完成期限　　当初　　令和5年3月31日　　当初からの延長
　　変更　　令和5年 7月31日　　122日

契約変更の理由

① 断面補修工において、施工箇所を確定するための詳細な事前調査の結果、クラック箇所でのコンクリートの浮きが見られる等の補修範囲が当初想定範囲より広がっていたため、施工数量が増工となる。

② グリッド補強工において、着工前に現地確認を行った際に施工箇所より下流部で水平クラック等の異常箇所を確認したため、補修工事が必要か検討した結果、上流部と同様の補修工事が必要であったため、施工数量が増工となる。

③ ①及び②の増工に伴い、工事日数も増加するため交通誘導員が増工となる。

工期延長の理由

当初現場完了予定日より、上記①の理由により60日間、上記②の理由により62日間が必要となり、計122日間の工期延長が必要となる。

（公表様式第６号）